

人権方針

国際人権基準の尊重

私たちは、国際的な人権規範(※)及びコメ兵ホールディングスグループ行動倫理規範に従い、お客さま、お取引先さま、株主さま、投資家のみなさま、地域社会のみなさま、そしてコメ兵ホールディングスグループで共に働く仲間を含めた全てのステークホルダーのみなさまの人権を支持・尊重します。

※「世界人権宣言」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」「子どもの権利とビジネス原則」「ILO宣言の中核的労働基準」

適用範囲

この人権方針は、コメ兵ホールディングスグループの全役員・全従業員に適用されます。私たちは、お取引先さまのみなさまにも、この人権方針をご支持いただき、私たちと協働して人権尊重の取り組みを進めていただくことを期待します。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進

私たちは、全ての人を個人として尊重し、社内及び社会における多様性を尊重して受け入れ、違いを活かすダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに積極的に取り組みます。

社内教育及び人権デュー・ディリジェンスへの取り組み

私たちは、人身売買、強制労働、児童労働、あらゆる差別やハラスメント行為を許容しません。そのために、社内教育を定期的実施するなどして防止の取り組みを継続的に行うほか、サプライチェーン全体における人権リスクの防止・軽減のための人権デュー・ディリジェンスに継続的に取り組みます。

従業員の権利保護の推進

私たちは、各国・各地域の労働法制を遵守し、従業員の心身の健康にも配慮して、従業員に対して安心安全な労働環境を提供します。そのために、従業員個人の意思に基づいて労働組合を結成する権利、及び参加・不参加を選択する権利を尊重し、効果的な団体交渉権の行使を容認します。会社はその代表者と建設的な対話をし、誠意をもって交渉に当たります。

表現の自由とプライバシーの保護

私たちは、各国・各地域において通信やインターネット上での表現の自由を最大限尊重します。その上で、公共の福祉に反する差別やプライバシー権の侵害などの人権侵害を引き起こす表現については適切に対応します。

人権尊重に向けた取り組み・体制

この人権方針に基づいた人権尊重の取り組みは、コメ兵ホールディングス代表取締役社長が責任を持ち、業務プロセスに組み入れ、適切に遂行します。あわせて、独立した外部機関の専門知識を活用するとともに、関連する全てのステークホルダーとの対話と協議を行い、人権方針を周知する取り組みを行います。

救済措置

私たちは、関連する全てのステークホルダーがこの人権方針に反する行為や人権への悪影響が生じていることを発見した場合には、これを相談・通報できる実効性のある対策の仕組みづくりを行います。そして、万が一、私たちの事業活動を通じて人権への悪影響が生じた場合には、その軽減・解消に向けて、公正かつ公平な救済措置をもって適切に対応します。